

循環 第 2593 号  
令和 7 年 1 月 23 日

一般社団法人佐賀県産業資源循環協会会長 様

佐賀県県民環境部循環型社会推進課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（依頼）

このことについて、環境省から別添のとおり通知がありましたので貴会会員への周知をお願いいたします。

佐賀県県民環境部循環型社会推進課  
産業廃棄物担当 福母  
電話：0952-25-7108  
FAX：0952-25-7109  
Mail：jungkangatasyakai@pref.saga.lg.jp